

○豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱

平成27年6月16日教育委員会告示第1号

改正 令和5年3月31日教育委員会告示第1号

改正 令和8年3月30日教育委員会告示第1号

豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊見城市（以下「市」という。）の小学生及び中学生（以下「児童生徒」という。）のスポーツ及び文化活動に係る派遣に対する補助金及び給付金（以下「補助金等」という。）の交付に関し、沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱（平成24年5月7日企市第324号）及び豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の交付の対象)

第2条 補助金等の交付の対象は、児童生徒が運動競技及び文化活動に参加するため県内離島及び県外等へ派遣される場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとし、予算の範囲内において補助金等を交付する。

- (1) 運動競技に係る派遣については、市又は沖縄県スポーツ少年団、沖縄県スポーツ協会に加盟する競技団体その他スポーツ関連団体（以下「スポーツ関連団体」という。）が主催し、又は共催する大会並びに南部地区等の広域の大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (2) 実績に基づき、スポーツ関連団体からの推薦により派遣される場合
- (3) 文化活動に係る派遣については、市又は文化的教育活動の団体等が主催し、又は共催する大会にて優秀な成績を収め、上位の大会へ派遣される場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合

(補助金等の交付の対象者)

第3条 補助金等の交付の対象となる者（以下第5条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する児童生徒
- (2) 市立学校に通う児童生徒であって、当該学校の教育活動として派遣されるもの
- (3) 前2号に掲げる者の指導者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 大会要項等により当該指導者としての参加登録を確認できること。ただし、大会要項等に指導者の記載がない等の事由により確認できない場合にあつては、当該指導者であることを証することができること。

(補助金等の交付の対象経費等)

第4条 補助金等の交付の対象となる経費の種別、経費の内容、給付の要件、補助率及び給付額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金等の交付の対象となる人数については、次の各号に掲げる区分に応じ

当該各号に定める人数とする。

(1) 運動競技に係る派遣 派遣に係る大会要項等により正式に参加登録されている人数

(2) 文化活動に係る派遣 派遣に係る大会要項等により正式に参加登録されている人数。ただし、50人以下に限る。

(3) 指導者の派遣 1人(前2号に掲げる人数が11人以上の団体にあっては2人)

3 補助金等の交付の対象となる期間は、大会出場に必要な期間とする。

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者(以下次条において「申請者」という。)は、大会派遣前に児童生徒派遣費補助金等交付申請書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が団体に所属している場合は、当該団体の代表者をもって申請することができるものとする。

(補助金等の交付決定)

第6条 教育長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して補助金等の交付の可否を決定し、補助金等交付決定通知書(様式第2号)又は補助金等申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(変更の手続)

第7条 前条の規定により補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、交付決定後の事情の変更により申請内容を変更しようとする場合には、児童生徒派遣費補助金等変更交付申請書(様式第4号)を教育長に提出し、その承認を受けることとする。

2 教育長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは補助金等変更交付承認通知書(様式第5号)により補助事業者等へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、当該派遣大会が終了した日の翌日から起算して30日以内に必要書類を添付し、児童生徒派遣費補助金等実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第9条 教育長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を精査し、その結果について補助事業者等に対して補助金等額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金等の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者等は、精算払請求書(様式第8号)により教育長に対して補助金等の交付の請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第11条 教育長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金等の交付を受けたとき。
- (3) 同一の派遣において、当該補助金等以外の補助金、交付金、助成金その他の給付金を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額を確定した後においても適用する。

(補助金等の返還)

第12条 教育長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助金等に相当する金額の返還を命ずるものとする。

2 教育長は、前項の規定により返還を求める場合は、補助金等返還命令書（様式第9号）により補助事業者等に返還を請求するものとする。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の申請に係る交付の決定、額の確定、補助金の請求その他の手続については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	経費の種類別	対象経費の内容又は給付の要件	補助率又は給付額
補助金	航空賃及び船賃	最も効率的な経路で移動した場合の運賃（一般的な運賃と比較して著しく高額でないこと。）	対象経費の2分の1
	楽器運搬料	吹奏楽に係る楽器運搬料	
給付金	その他	大会要項等に定めのある期間の前日を含む期間内において、宿泊に要した日数分を給付する。	1日当たり 5,000円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

豊見城市教育長 殿

住所
団体名又は個人
申請者氏名

児童生徒派遣費補助金等交付申請書

年度児童生徒派遣費補助金等の交付を受けたいので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 参加する大会名称 _____

2 大会主催団体名称 _____
(交付要綱第2条第 号に該当)

3 交付申請金額 金 _____ 円 (_____ 名分)

4 添付書類

- (1) 収支計画（予算）書
- (2) 補助金事業計画書
- (3) 大会要項の写し
- (4) 選手名簿（大会申込書の写し）
- (5) 見積書等

様式第2号（第6条関係）

補助金等交付決定通知書

豊見城市教育委員会指令第 号

住所
団体名又は個人
申請者氏名
様
様

年 月 日付けで申請のあった 年度児童生徒派遣費補助金等については、下記のとおり交付を決定しましたので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、通知いたします。

年 月 日

豊見城市教育長

印

記

1 交付の対象とする大会名称 _____

2 交付決定金額 金 _____ 円

3 交付条件

様式第3号（第6条関係）

補助金等申請却下通知書

豊見城市教育委員会指令第 号

住所
団体名又は個人
申請者氏名
様
様

年 月 日付けで申請のあった 年度児童生徒派遣費補助金等については、下記の理由により申請却下することと決定しましたので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第6条の規定に基づき、通知いたします。

年 月 日

豊見城市教育長



記

1 交付申請した大会名称 _____

2 交付申請金額 金 _____ 円

3 却下理由

年 月 日

豊見城市教育長 殿

住所
団体名又は個人
申請者氏名

児童生徒派遣費補助金等変更交付申請書

年 月 日付け豊見城市教育委員会指令第 号により交付決定を受けた児童生徒派遣費補助金等について、下記のとおり変更したいので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第7条の規定により、申請します。

記

- 1 参加する大会名称 _____
- 2 大会主催団体名称 _____
(交付要綱第2条第 号に該当)
- 3 変更交付申請金額 金 _____ 円 (_____ 名分)
- 4 添付書類
 - (1) 収支計画(予算)書
 - (2) 補助金事業計画書
 - (3) 大会要項の写し
 - (4) 選手名簿(大会申込書の写し)
 - (5) 見積書等

様式第5号（第7条関係）

補助金等変更交付承認通知書

豊見城市教育委員会指令第 号

住所
団体名又は個人
申請者氏名
様
様

年 月 日付けで申請のあった 年度児童生徒派遣費補助金等については、年 月 日付け変更交付申請により、下記のとおり承認しましたので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第7条第2項の規定により、通知いたします。

年 月 日

豊見城市教育長

印

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円

2 変更の内容

(単位：円)

変更前	変更後

豊見城市教育長 殿

住所
団体名又は個人
申請者氏名

児童生徒派遣費補助金等実績報告書

年 月 日付け豊見城市教育委員会指令第 号により交付決定を受けた児童生徒派遣費補助金等について、下記のとおり事業が完了しましたので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 参加した大会名称 _____
- 2 交付申請金額 金 _____ 円（ _____ 名分）
- 3 添付書類
 - (1) 補助事業収支決算書
 - (2) 補助金事業報告書
 - (3) 大会結果報告書
 - (4) 領収証等

様式第7号（第9条関係）

補助金等額確定通知書

豊見城市教育委員会達第 号

住所
団体名又は個人
申請者氏名
様
様

年 月 日付けで実績報告のあった 年度児童生徒派遣費補助金等について、下記のとおり補助金等の額を確定したので、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第9条の規定に基づき、通知いたします。

年 月 日

豊見城市教育長

印

記

- 1 派遣大会名称 _____
- 2 補助金等確定金額 金 _____ 円
- 3 検査の結果
- 4 備考

年 月 日

豊見城市教育長 殿

住所
団体名又は個人
請求者氏名

㊞

精算払請求書

年 月 日付け豊見城市教育委員会達第 号により交付の確定を受けた児童生徒派遣費補助金等について、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣費補助金等交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付を請求します。

記

- 1 請求金額 金 _____ 円
- 2 添付書類
確定通知書の写し
- 3 振込依頼口座

金融機関名	
支店名（店番）	
預金の種類	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	

様式第9号（第12条関係）

補助金等返還命令書

豊見城市教育委員会達第 号

住所
団体名又は個人 様
申請者氏名 様

年 月 日付け豊見城市教育委員会達第 号により交付した児童
生徒派遣費補助金等について、豊見城市児童生徒のスポーツ及び文化活動派遣
費補助金等交付要綱第12条の規定により、返還を命ずる。

年 月 日

豊見城市教育長 印

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由